

意見募集要領

『第三次基本構想（素案）』に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、現在の総合計画の計画期間が令和3（2021）年度で終了することから、令和4（2022）年度を初年度とする「（仮称）東大和市新総合計画」を策定することとし、策定作業を進めています。

このたび、この（仮称）東大和市新総合計画における「第三次基本構想」（構想期間20年間）の素案を策定しましたので、お知らせするとともに、皆様から広くご意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 第三次基本構想策定の目的

総合計画は、以下のとおり「基本構想」（構想期間20年間）、「基本計画」（計画期間10年間）、「実施計画」（計画期間3年間）の3層で構成され、市の最上位計画として位置付けられるものです。

この総合計画における基本構想について、現在の第二次基本構想が令和3（2021）年度で構想期間が終了することから、新たに第三次基本構想を策定します。

第三次基本構想は、令和4（2022）年度を初年度とする20年間の構想で、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策の大綱（基本的な施策のあらまし）を明らかにしたものであり、市民の皆様、事業者の方々及び市が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。

なお、この第三次基本構想の基本的な施策を実現するために、第三次基本構想の策定後に、基本計画を策定します。個別の施策における方針等の具体的な内容は、今後、基本計画の中で定めます。

（仮称）東大和市新総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成し、市の最上位計画として位置付けます。

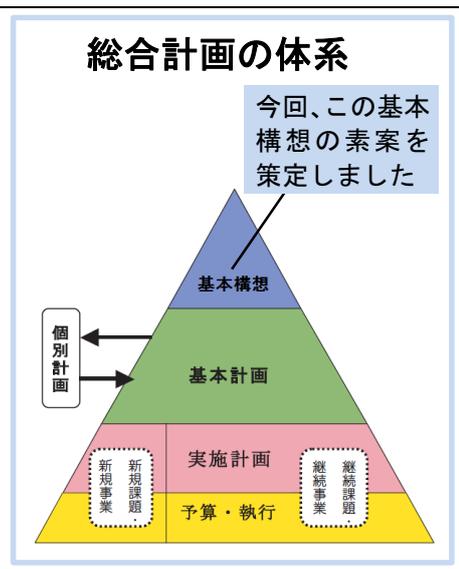
今回、この総合計画の中の基本構想について、素案を策定しました。基本構想の策定後、基本計画と実施計画を策定します。

□基本計画：計画期間10年間

基本構想を実現するために、長期施策を体系化・計画化したものです。

□実施計画：計画期間3年間

基本計画の実効性を確保するため、施策の内容・事業量等を具体化したものです。



2 第三次基本構想策定の基本的な考え方

第三次基本構想（素案）については、市民の皆様のご意見を参考とさせていただきながら、市長の諮問機関である東大和市総合計画審議会での審議を経て、策定しました。

東大和市総合計画審議会は、学識経験者8人と公募市民7人の合計15人で構成されています。審議会では、今後20年間のまちづくりについて、委員間で以下のような共通イメージ（共通認識）を持ち、このイメージに基づいて意見を交わしました。

今後20年間のまちづくりのイメージ（第三次基本構想策定の共通認識）

東大和市は、都心部まで電車で通勤・通学できる圏内にあると同時に、職住近接も可能な利便性の高いまちである。また、多摩湖周辺の狭山丘陵には緑があふれ、多摩地域の中でも、自然環境に恵まれた地域である。

今後20年間も、この地に住む人々が協力して豊かな自然を守り、これまでに以上に住みやすいまち—例えば、子育てしやすいまち、健康で過ごせるまち、安心・安全なまち—を目指すとともに、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを目指す。

なお、第三次基本構想（素案）の策定に当たり、参考とさせていただいた市民の皆様のご意見は、以下のとおりです。

(1) 市民ワークショップ（令和元年10～12月に計3回開催）

無作為抽出の市民の中から17人の方に参加していただき、分野ごとに「目指すまちの姿」などについて話し合いを行いました。

(2) 中学生アンケート（令和元年6月実施）

市内の中学生約1,000人を対象として、「住みやすさに関する評価」、「大人になってからの定住意向」などを尋ねるアンケートを実施しました。

(3) 市民意識調査（令和元年6～7月実施）

無作為抽出の市民3,000人を対象として、「今後の望ましい東大和市のイメージ」など将来のまちづくりについての考えを尋ねるアンケートを実施しました。

3 第三次基本構想（素案）の内容及び説明資料 ※別添

(1) 第三次基本構想（素案）

(2) 第三次基本構想（素案）についての説明資料

4 ご意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 ご意見の提出期間

令和2年6月8日（月）から令和2年7月7日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出されたご意見については、パブリックコメントへのご意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 企画財政部企画課（東大和市役所4階4番窓口）
※企画課での文書の閲覧は、土曜日及び日曜日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

7 ご意見の提出先、方法及び提出様式

- (1) 提出先
企画財政部企画課（東大和市役所4階4番窓口）
- (2) 提出方法
次のいずれかの方法により、提出してください。
 - ・書面の持参（土曜日及び日曜日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
 - ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市 企画課宛て
 - ・FAX 042-563-5932
 - ・電子メール kikaku@city.higashiyamato.lg.jp
- (3) 提出様式等
様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。
 - ア 市内在住の個人 住所及び氏名
 - イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
 - ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

8 提出されたご意見等を公表する時期

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方等は、令和2年8月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表に当たっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

電話及び窓口での口頭によるご意見、上記8の(3)提出様式等に掲げる事項の明記がないご意見はお受けできません。また、ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。